

平成25年3月29日

各位

三井住友信託銀行株式会社

家族おもいやり信託<一時金型>の取扱開始について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 常陰 均）は、新しい信託商品「家族おもいやり信託<一時金型>」の取り扱いを平成25年4月1日（月）より開始いたします。

「家族おもいやり信託<一時金型>」は、「ご自身の相続に際して、当面の生活資金や葬儀費用など、万一の時にすぐに必要となるご資金を家族のために備えておきたい」といったお客さまのご家族に対する「おもいやり」を形にした信託商品です。

本商品のお申込時に、お客さまの法定相続人の中から帰属権利者となられる方をお一人ご指定いただきます。お客さまの相続発生時には煩雑な相続手続きによらず、帰属権利者の方からのお申出によって、お預かりしているご資金を迅速にお支払いいたします。

また、信託期間中は元本補てん契約のある金銭信託でお預かりいたします。

本商品に関するご相談は当社本支店までお問い合わせください。

近年、ご自身の相続への関心が非常に高まっており、当社ではより多くのお客さまのニーズにお応えできるよう、信託が持つ資産管理と財産承継の機能を活用した新しい商品の開発、より一層のサービスの充実を目指してまいります。

以上

【別紙】

＜家族おもいやり信託＜一時金型＞の商品概要＞

ご利用いただける方	個人のお客さま
信託期間	受益者がお亡くなりになったとき等にこの信託は終了します。
信託金額	100万円以上500万円以下（1円単位）
追加信託	できません。
信託の仕組み	お客さま（委託者兼受益者）から当社（受託者）に信託された財産を、お客さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたお客さまのご家族等（帰属権利者）のご請求によりお支払いします。
帰属権利者	お客さまによるご自身の法定相続人からお一人さまをご指定いただきます（未成年の方はご指定いただけません）。 帰属権利者は変更することができません。
信託報酬	
①設定時信託報酬	かかりません。
②運用信託報酬	運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払する収益金総額等を差し引いた金額を毎年3・9月25日にいただきます。
支払方法	受益者がお亡くなりになったことによる信託の終了時に帰属権利者にお支払いします。 その他の事由による信託の終了時に受益者にお支払いします。
エステートプランニング（ベーシックコース）のご提供	本信託のご契約者で、アドバンテージサービスのプラチナステージもしくはベストクオリティの特別会員の方に、エステートプランニング（ベーシックコース）のサービスをご提供いたします。 （別途、お申し込みが必要です。手数料はかかりません。） ※エステートプランニング（ベーシックコース）は、お客さまの資産承継計画・相続対策のご検討をサポートするために、ご資産の現状分析を行うサービスです。
取扱店舗	三井住友信託銀行の国内本支店でお取り扱いいたします。